介護保険法に係る指定事業者の指定の更新について

1 指定更新の概要

介護保険法により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に 6年間の期限が設けられています。指定事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の 更新を受けなければ、有効期限満了により指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなく なります。

つきましては,有効期限満了日の概ね2か月前に通知をお送りいたしますので,更新を 希望される事業者は,通知に記載された期限内に指定更新の申請書を提出してください。

2 提出書類

指定更新時の提出書類一覧のとおり。

各様式につきましては、常総市ホームページ(下記アドレス)からダウンロードできますので御活用ください。

○居宅サービス・介護予防サービス

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku_yobou.html

○地域密着型サービス・居宅介護支援

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/michaku.html

○常総市介護予防・日常生活支援総合事業 https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/shorui.html

3 申請書提出前の休止について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできません。従って、有効期限 満了日をもって指定の効力を失うこととなります。

- 4 申請書提出後の変更、廃止及び休止について
 - (1)変更が生じた場合

通常の手続きに従い、変更届出書及び添付書類を、提出してください。

- (2) 有効期限満了日前に、事業所を廃止又は休止する場合 指定の更新を受けることはできません。廃止又は休止する日の1か月前までに、廃 止・休止届出書を提出してください。
- 5 複数のサービスの指定更新をあわせて行う場合の取扱い

同一事業所で複数のサービスの指定(許可)等を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なっている場合、ある 1 つのサービスの更新にあわせて他のサービスについても有効期限をあわせて更新することができます。

上記の方法により更新を行う場合は、指定の有効期間を合わせて更新する旨の申出書 に所定の項目を記入し、あわせて更新するサービスの更新書類も同時に提出してくださ い。